

認可地縁団体に関するQ & A

(※以下、地方自治法を、「法」と表示しています。)

Q 1 自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下におかれることになるのですか。

《A》 法第 260 条の 2 の趣旨は、市町村長が認可を行うことにより自治会等が権利義務の主体となることであり、この際の市町村の関与は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。

したがって、認可後であっても、従来からの自治会等と同様住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 2 自治会の区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

《A》 地縁による団体の区域は、「住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」が要件です。この場合、当該地縁による団体の構成員のみならず、その他の住民にとって容易にその区域が認識できる区域であることを要することとされており、例えば、河川、道路等により区域が画されていることが明確であればよいとされています。

したがって、区域の隣接性は必ずしも必要ではなく、飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q 3 一の地縁による団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁による団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

《A》 自治会等の活動によっては、質問のような二層構造となっている状態もあると思われます。地方自治法上は、一地域一団体とすることは要請されておらず、あくまで地縁による団体の現況により判断することとされております。

したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、同法に定められた一定の要件を満たしていれば認可の対象となりますが、例えば連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、同法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはならないものです。

Q 4 地区内に一つのまとまりがなく、二つの自治会等があるような場合、それぞれを地縁による団体として認可されることはありますか。

《A》 自治会等は、町又は字の区域等に住所を有する者により構成され、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行っていることから、各地域に一つ存在するのが通常であると考えられます。しかし、一定の地域に自治会等が混在していて区域が区分されていない場合、あるいは地域が一つにまとまっていないケース等については、区域としてまとまり、目的に添った活動がなされているかどうかなど、地域の実情を見守りながら判断されることとなります。

Q 5 不動産等を保有していなくても、地縁による団体として認可の対象となりますか。

《A》 法第 260 条の 2 第 1 項に規定されている認可の目的は、「地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにするため」となっており、不動産などを保有する目的が

ない地縁による団体であっても認可の対象となります。

Q 6 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は、地縁による団体として認可の対象となりますか。

《A》 マンションの管理組合等の団体は、構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンションの管理組合が当該マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても直ちに認可の対象となることはありません。

Q 7 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動なのでしょうか。

《A》 その区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

Q 8 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりますか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできませんか。

《A》 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。

Q 9 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。

《A》 地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等制限行為能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等制限行為能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなる場合もあります。

Q 10 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの子供も記載する必要があるのでしょうか。

《A》 構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。なお、地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというのではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

Q11 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

《A》 地縁による団体の構成員は、自然人たる住民であり、外国人であっても、体の構成員として含まれます。

Q12 構成員は個人のみを認め、法人は含まれないとされていますが、なぜ法人は含まれないのですか。

《A》 法人が地縁による団体の構成員となり得るかどうかについては、①団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事業所等は本来意思表示ができないこと、②地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては第二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q13 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

《A》 法第 260 条の 2 第 2 項第 3 号では、「その相当数の者が現に構成員となっていること。」としていますが、これは、制度の目的が、現に安定的に存続する地縁による団体が地域的な共同活動のために利用する不動産等を団体名義で保有することを可能とすることであることから、その団体の画する一定の地域に居住するごく少数の者だけがその構成員になっているような団体や、新たに区域の少数の者だけで結成した団体では、区域において安定的に存在しているとは考えがたく、当該制度の目的が満たされないおそれがあるからであり、その観点から「相当数」の者がその団体の構成員となっている必要性を認め、認可要件としたものです。

この「相当数」の程度についての判断については、各々の地域では、自治会等への加入率等も様々であるなど、全国一律の基準を定めることは適当でなく、また、仮に一定の構成員の数の下限を設けるとすれば、強制加入に近い状態を法が想定することになり、適当ではありません。したがって、各地域における自治会、町内会等への加入状況を勘案して各市区町村ごとに個々具体的に行うべきものと考えられますが、一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合には、概ねこの要件を満たすものと考えられます。

Q14 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

《A》 法第 260 条の 16 により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。

しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除き、構成員の利害にさほど影響のない事項までもを総会で決めることは非効率的であるため、総会

での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておく必要があります。

Q15 認可を受けようとする地縁団体の保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

《A》 地縁による団体は、いわゆる公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定(第20条第3項、第89条)との関係が生じることはありません。

また、地方自治法において特段の規定も設けられていないことから、お尋ねの神社の祠等の宗教的色彩のある資産であっても、当該地縁による団体の保有資産として認可されることは可能であると考えます。

Q16 認可を受けた地縁による団体が、その区域を構成する住民の意見の対立により二つの団体に分裂した場合、認可は取り消されることとなるのでしょうか

《A》 認可地縁団体が分裂した場合、一般的には法第260条の2第2項の要件を欠くことになると考えられますので、市町村長は同条第14項の規定に基づいて認可を取り消すこととなります。なお、分裂した後の自治会等が、その区域を見直したうえで、改めて認可を申請すれば、市町村長は法第260条の2第2項に定める必要な要件を満たしているかどうかを検討することとなります。

Q17 地縁による団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これは会員個人の政治支援活動までも禁止されることとなるのですか。

《A》 法第260条の2第9項では、認可地縁団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、構成員個々人が特定政党や政治家を支援することまでも制限するものではありません。

Q18 認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか。

《A》 市町村長は、認可地縁団体が法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができることとされています(同条第14項)。具体的に例示すると、次のような場合が考えられます。

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

Q19 法第260条の2の地縁による団体の認可申請に係る処分に不服がある場合、救済方法はないのでしょうか。

《A》 市町村長の認可申請の審査事務は、市町村長が当該地縁による団体が法律要件に適合しているか否かを公に証明するという事務であり、認可に当たり市町村長の裁量によってそれを行う余地はありませんが、市町村長が事実認識において地縁による団体と異なる見解をもち、結果として不認可処分となることが考えられます。この不認可処分は、行政不服審査法に定める「処分」に該当するものであり、当該地縁による団体は同法第6に基づいて市町村長に対し異議申立てをすることができます。

また、市町村長の認可申請に係る不作為に対しても、同法第七条により異議申立てが行えるなど、それぞれの状況に応じた救済方法があります。

Q20 認可を受けた地縁による団体が破産したときの手続はどのように行うのでしょうか。

《A》 地縁による団体が、その債務を完済することが不可能になったとき、すなわち消極財産(負債)が積極財産(資産)を上回ったときは、裁判所は代表者若しくは債権者の請求により、又は職権をもって破産の宣告をなし、当該団体は直ちに解散することとなります(法第260条の20、同条の22)。この場合、代表者は、同条の22第2項により直ちに破産宣告の請求をすることが義務づけられています。なお、破産手続は破産法に基づいて行われ、解散した地縁による団体は、破産の目的の範囲内でなお存続するものとみなされます。

Q21 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできますか。

《A》 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能ですが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解されています。

Q22 令和3年9月1日施行の法第260条の18項に規定される電磁的方法による表決とは具体的に何を指しますか。

《A》 具体的には、電子メールなどによる送信、Web サイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

Q23 電磁的方法による表決を行うためには「規約又は総会の決議」が必要となりますが、既に規約に書面や代理人による表決の規定がある場合に規約の改正は必要なのでしょうか。

《A》 法第260条の18第4項の規定により規約が優先的に適用されるため、電磁的方法による表決ができる旨の追記が必要となります。

なお、現行の規約に書面や代理人による表決の規定がない場合において電磁的方法による表決を可能とするためには、その旨を、規約又は総会の決議のうち各団体において選択した方法により定める必要があります。新たに規約を定める場合であって、現在地方自治法上可能とされている「書面による表決」・「代理人による表決」に加えて「電磁的方法による表決」を可能にしようとする場合には、これらの方法のいずれも可能である旨を記載する必要があります。総会の決議による場合は、例えば「以降継続的に電磁的方法による表決を可能とする決議」・「毎年その都度電磁的方法に

よる表決を可能とする決議」など、地域の実情に応じて決議の内容を決定することが考えられます。その決定をするための総会の開催時期についても特段の定めはありません。

Q24 認可の目的が「地域的な共同活動を円滑に行うため」と改められましたが、これにより法人格を得る団体として、どのような目的を持った団体を想定していますか。

《A》 法人格を取得する目的として、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等が考えられます。

(出典)

地縁団体研究会．『自治会、町内会等法人化の手引 第3次改訂版』．株式会社ぎょうせい，2021，121 p．